

地区防災計画の提案に係る手続きについて

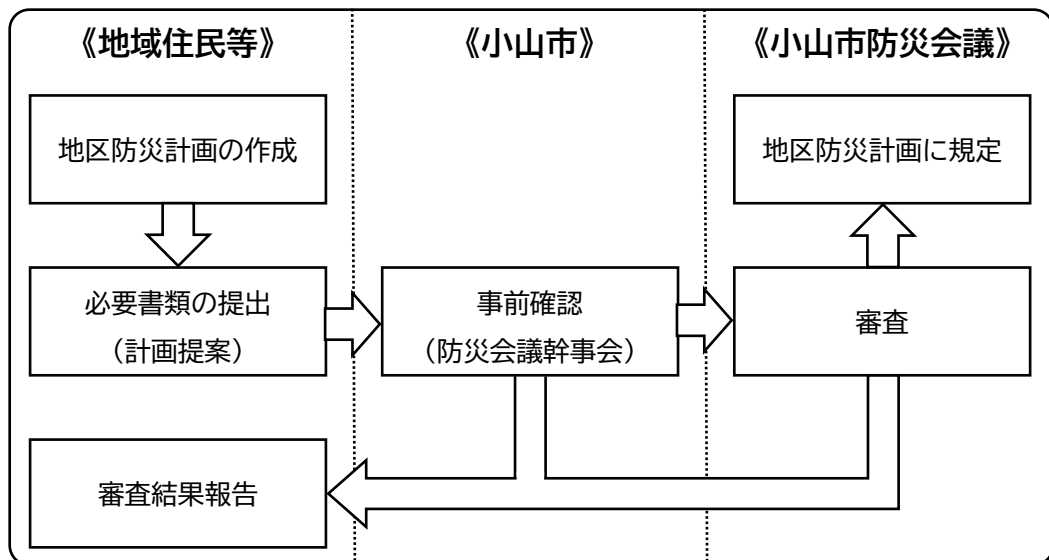
平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度では、地区居住者等が市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる「計画提案」が定められています。

1. 計画提案の方法

- (1) 提案時期 通年
- (2) 提出先 小山市役所総務部危機管理課（本庁6階）
- (3) 必要書類
 - ① 地区防災計画提案書（別添「提案書」をご参照ください）
 - ② 地区防災計画
 - ③ 地区居住者等であることが確認できる証明書の写し
運転免許証・マイナンバーカード※・住民票など
※表面（顔写真がある面）のコピーのみ提出してください。裏面（マイナンバー（個人番号）がある面）の提出は不要です。

2. 計画提案手続きの流れ



3. 地域防災計画への反映

小山市防災会議において、小山市地域防災計画に定めることが認められたときは、地域防災計画の資料編に地区防災計画名等が掲載されます。